

第1回 嬉野市下水道審議会

R6.7.22

本日の次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 諮問書の交付
5. 議事録署名人の選出
6. 議題
7. 閉会

1. 嬉野市下水道事業経営状況について

① 公共下水道事業

② 農業集落排水事業

③ 市営浄化槽事業

①決算状況（污水事業）

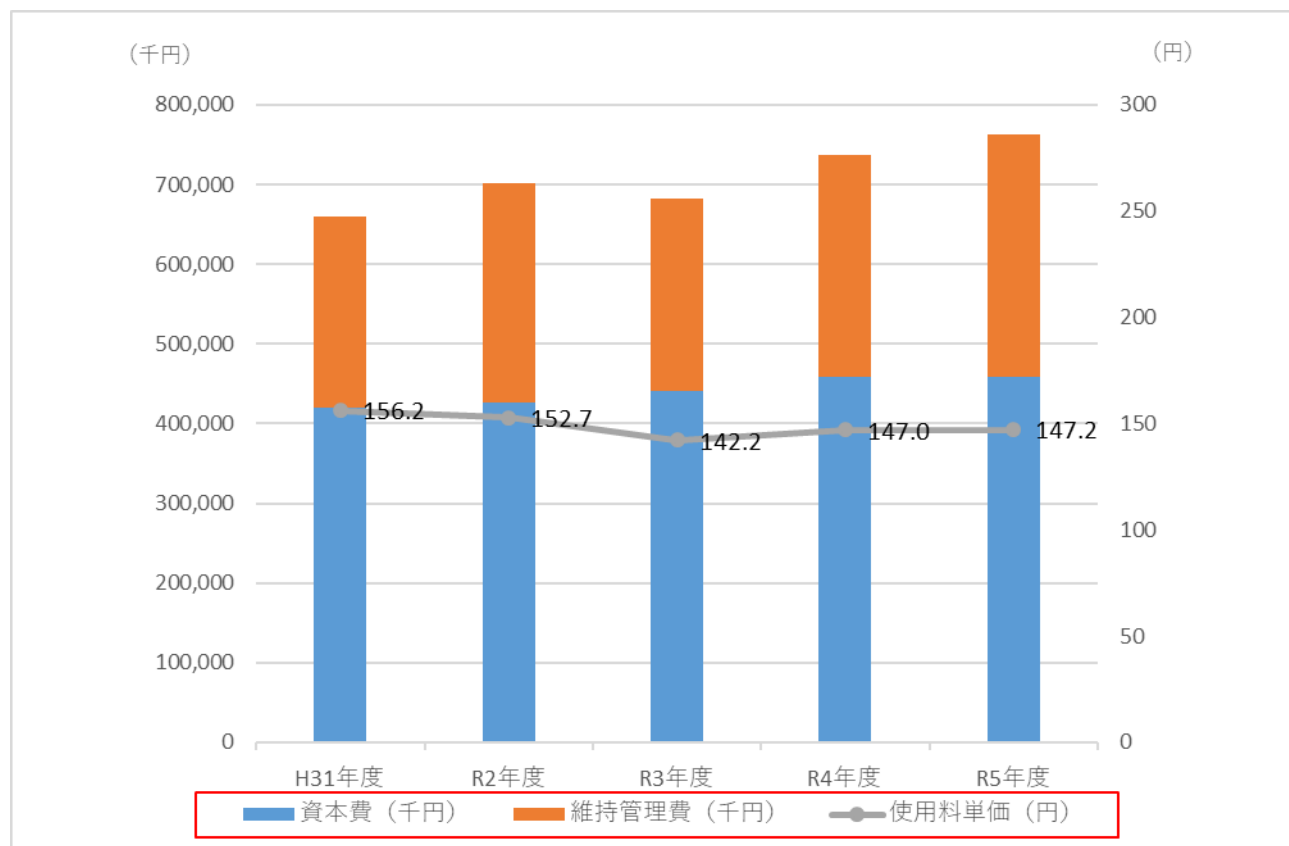
(千円)

	H31	R2	R3	R4	R5
収入	579,576	595,331	582,078	792,200	816,575
うち使用料	157,119	154,935	150,790	170,551	175,896
うち基準外	31,924	46,263	22,643	169,840	157,856
支出	659,063	701,517	682,466	737,679	762,088
収支	△79,487	△106,186	△100,388	54,521	54,487
収支-基準外	△111,411	△152,449	△123,031	△115,319	△103,369

※基準外 用語集⑱「基準外操出」

「収支－基準外」が**実際の「赤字額」** = 使用料収入が不足している額

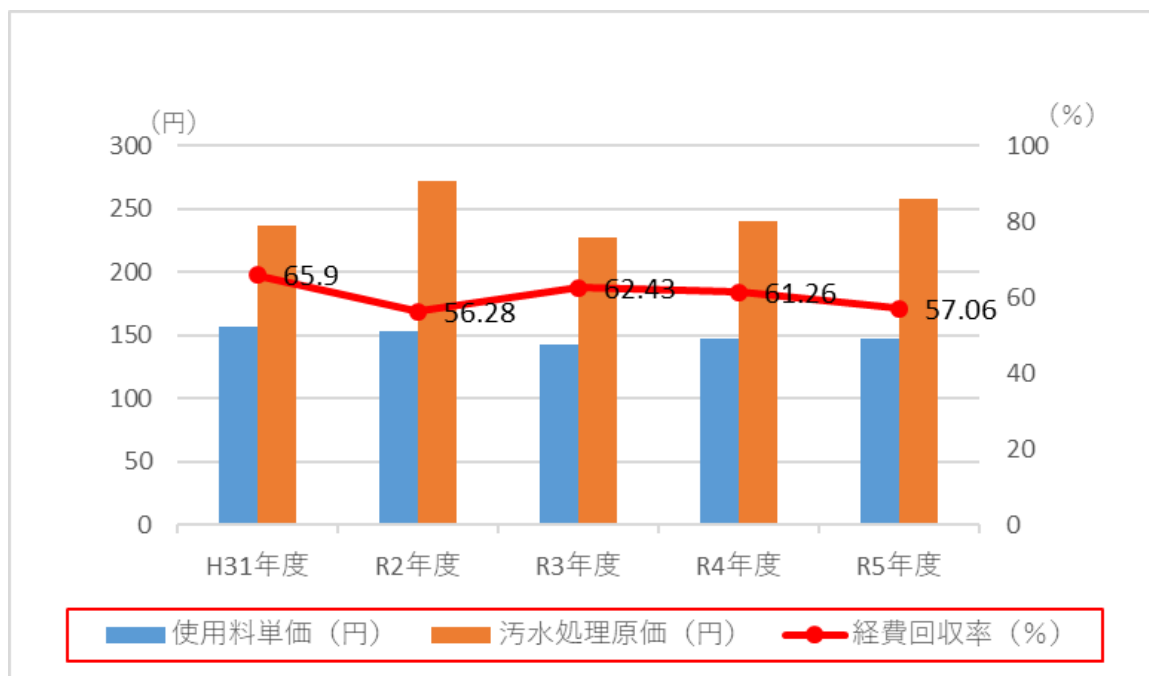
②決算状況（使用料収入と汚水処理費用）



使用料収入では、
汚水処理費を賄え
ていない状況

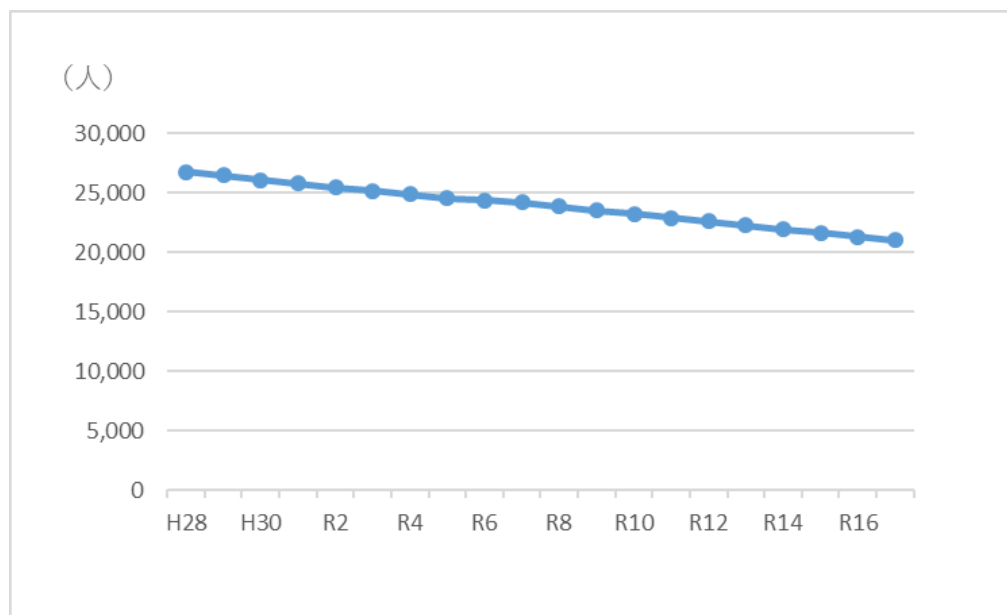
※資本費 用語集⑤～⑨

③決算状況（経費回収率）



経費回収率 使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを示す指標

④今後の見通し（市内総人口）



総人口の推移

H28 26,796人

↓▲ 5.1%

R2 25,499人

↓▲ 4.6%

R6 24,371人

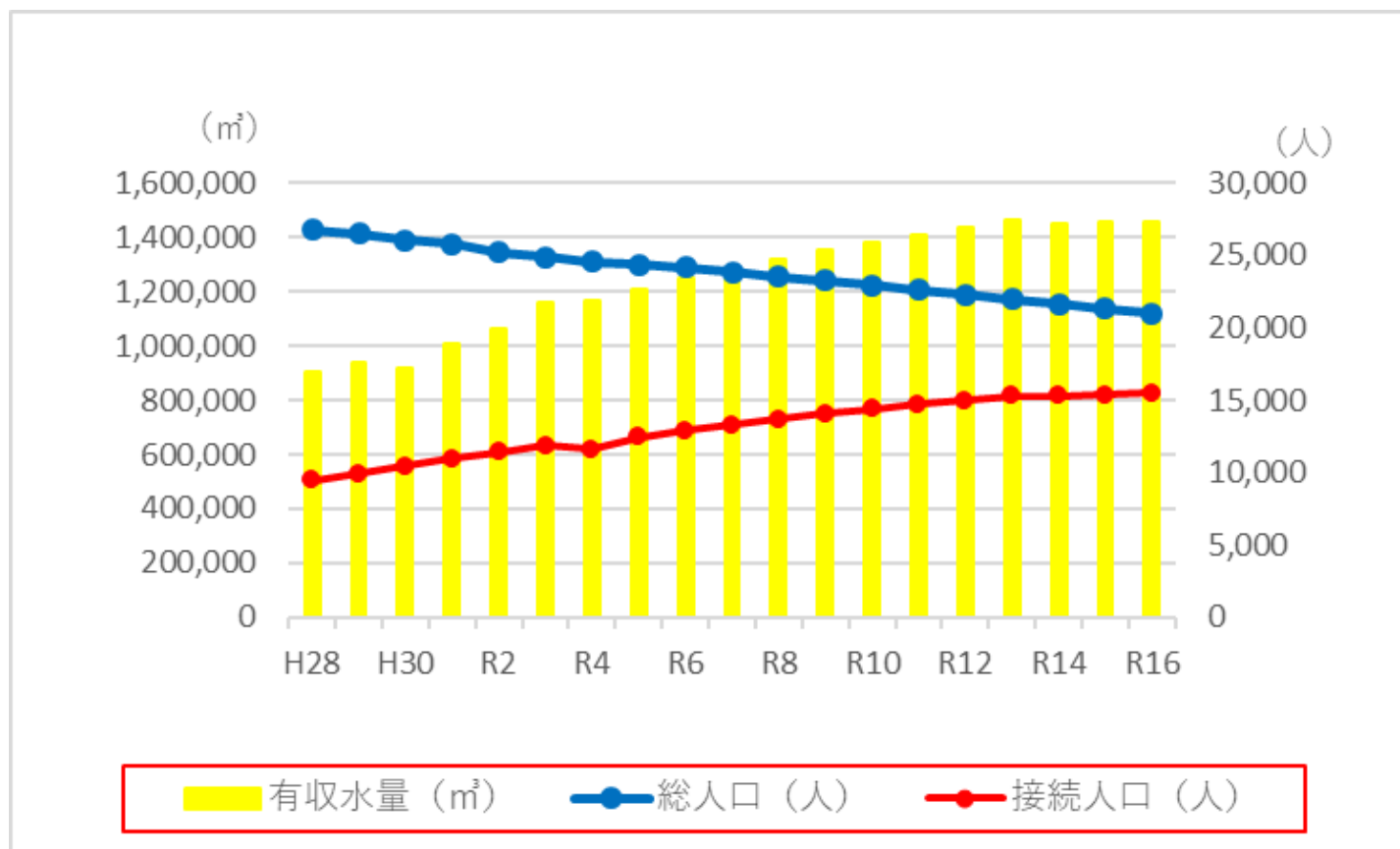
↓▲ 4.8%

R10 23,244人

↓▲ 5.8%

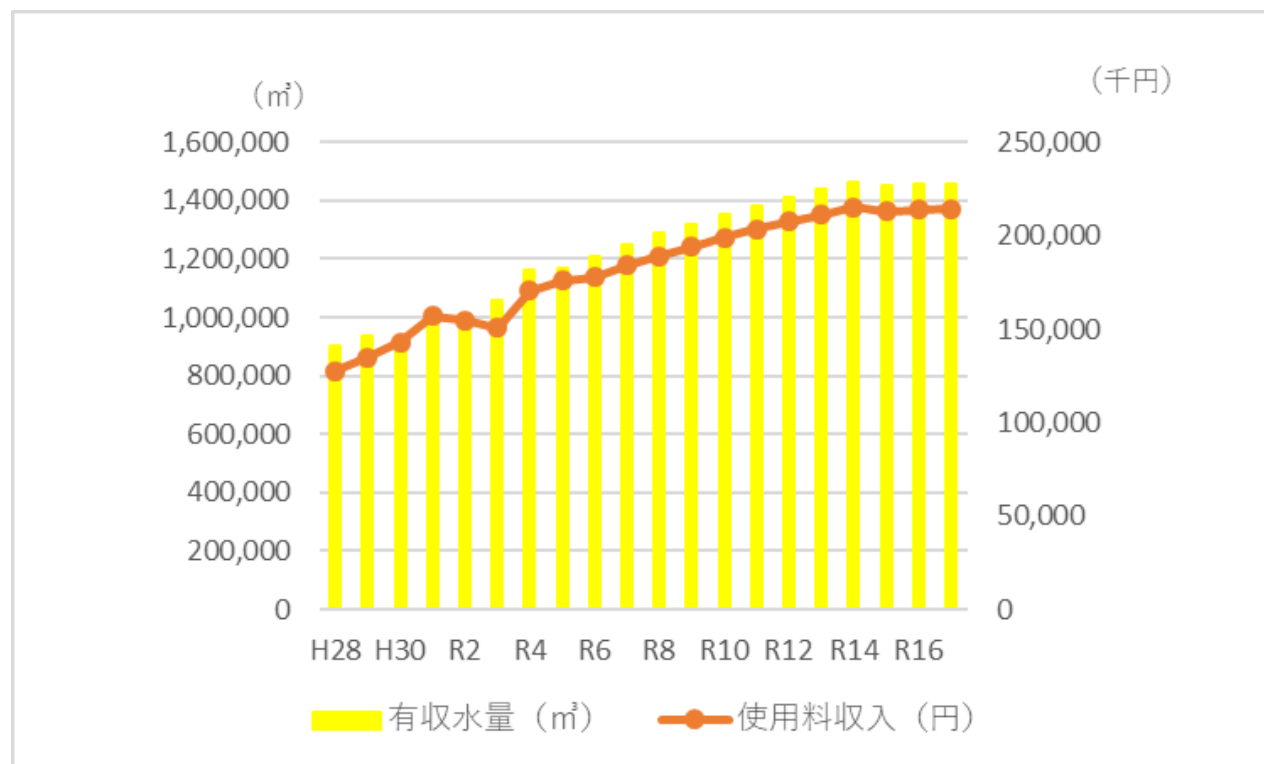
R14 21,973人

⑤今後の見通し（有収水量）



※有収水量 用語集①

⑥今後の見通し（使用料収入）

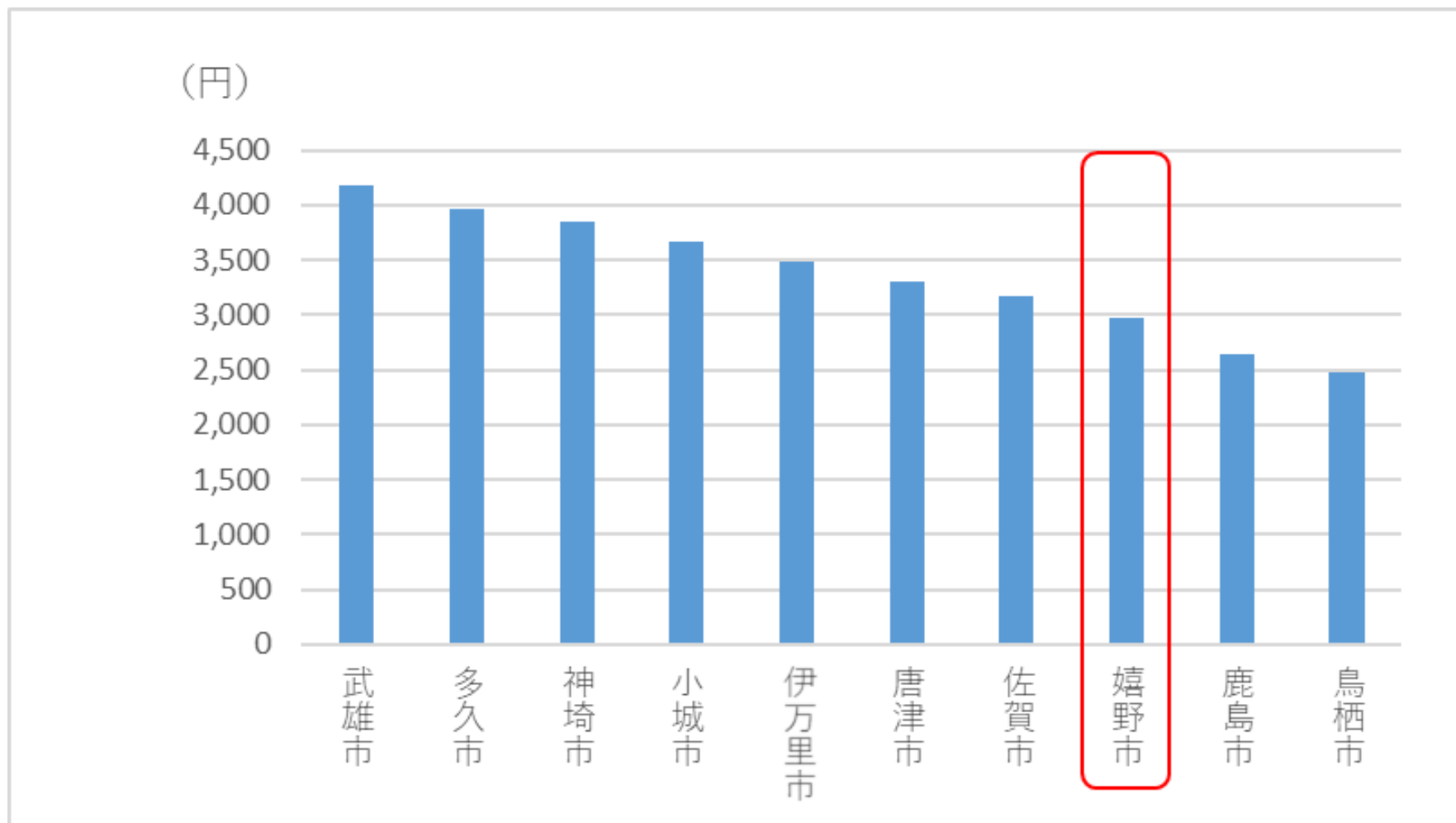


使用料単価の推移

H28	141.3円/m ³	↓ +7.8%
R2	152.3m ³ /年	↓ ▲3.5%
R6	147.1m ³ /年	↓ ▲0.1%
R10	147.0m ³ /年	↓ ▲0.1%
R14	146.9m ³ /年	

使用料収入は、公共下水道整備完了及び市営浄化槽の普及によるもの

(参考) 20m³/月下水道使用料 (他市比較)



20m³は、3～4人世帯をモデルケースとして想定した使用水量

(参考) 嬉野市の下水道使用料

	0~10m ³	10m ³ ~
基本使用料	1,200円	
従量使用料	0円/m ³	150円/m ³

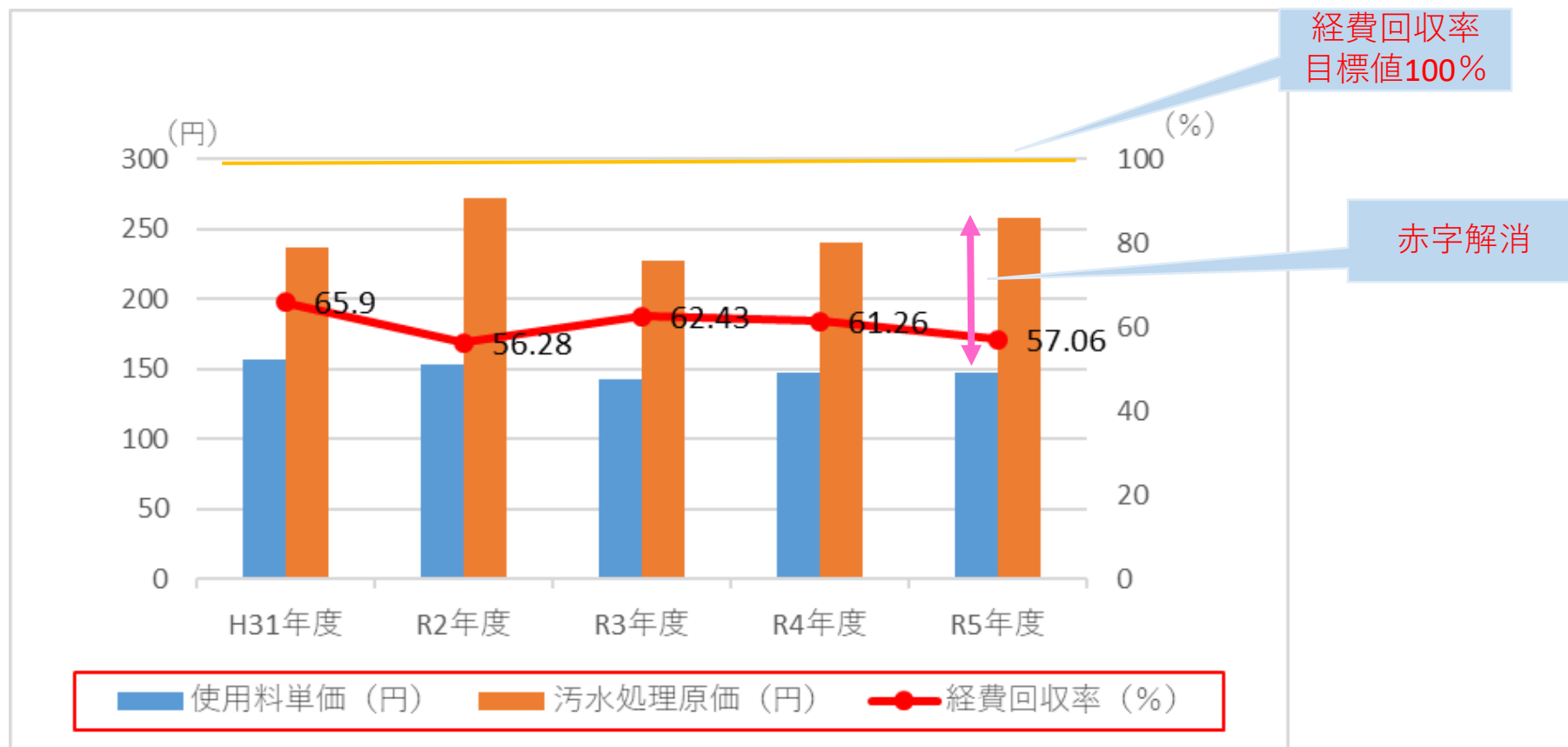
使用水量	10m ³	20m ³	30m ³	50m ³	100m ³
使用料	1,200円	2,700円	4,200円	7,200円	14,700円
使用料単価	120円/m ³	135円/m ³	140円/m ³	144円/m ³	147円/m ³

平均使用料単価 (R5) 147円

※汚水処理に関する事業について、国が示す使用料単価基準

→ 150円/m³(税抜)

⑦料金改定の目標



※汚水処理原価 用語集⑮
経費回収率 〃 ⑯

⑧使用料改定基準

1億円

実質赤字

支出	維持管理費 302,987千円			資本費459,101千円			利益剰余金 54,419千円
	管渠費 48,640千円	処理場費 196,172千円	その他 58,175千円	支払利息 81,701千円	減価償却費 377,400千円		利益剰余金 54,419千円
収入	使用料収入 175,896千円	長期前受金戻入 208,312千円			その他 23,601千円	基準内 250,789千円	基準外 157,856千円
	使用料収入 175,896千円	長期前受金戻入 208,312千円			その他 23,601千円	一般会計繰入金 408,645千円	

※長期前受金戻入 用語集⑩
基準内 //

⑱

スケジュール

第1回 令和6年7月22日（月）

第2回 令和6年8月23日（金） 14：00～

1. 嬉野市の使用料について
2. 他市町の料金改定状況

第3回 令和6年9月27日（金） 14：00～

1. 審議

2. 会議の公開・非公開の決定について

嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱

(会議公開の原則)

第3条 会議は、原則として公開する。以下略。

(非公開の会議)

第4条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

- (1) 条例第6条第1項各号に規定する非公開情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

非公開の会議

公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、非公開としたい。



嬉野市ホームページにて、審議会の内容について公開

3. その他

令和6年9月議会

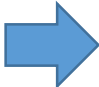
「嬉野市下水道条例等」改正議案上程予定

- ・ 毎月請求から隔月（2か月毎）請求への変更

【例】

改正前

7月検針（5月、6月使用分）

7月請求（5月分） 

8月請求（6月分）

改正後（令和7年10月～）

7月検針（6月、7月使用分）

2期請求（7月検針分）

口座引落8月10日、納付書発送8月7日
納期限 8月25日

【参考】

期	
1 期	5 月検針（ 4 月、 5 月使用分）
2 期	7 月検針（ 6 月、 7 月使用分）
3 期	9 月検針（ 8 月、 9 月使用分）
4 期	1 1 月検針（ 1 0 月、 1 1 月使用分）
5 期	1 月検針（ 1 2 月、 1 月使用分）
6 期	3 月検針（ 2 月、 3 月使用分）